

条件付き適格性にあたっての 受諾可能文書

前書き

一部状況下では、Washington Healthplanfinder™ による認証にあたって、補償に加入する世帯について追加の情報が必要となります。こうしたことは、申請を検証するシステムが申請者の情報を確認できなかった場合に起こります。以下のセクションを使用し、Washington Healthplanfinderへの情報提出にあたって受諾可能文書の完全一覧をご覧ください。

内容

前書き	1
所得・控除証明	2
Proof of lawful presence（合法的な存在の証明書）	4
市民資格証明書および米国市民	11
他の健康保険補償に加入していないことの証明書	13
収監されていないことの証明	14
社会保障番号（SSN）の証拠	15
部族の一員であることの証明	15

2024年11月更新

所得・控除証明

勤労所得 - 自営業以外の賃金

- 給与明細。以下の事項が明記されている必要があります：
 - 該当する人の氏名、またはその人についてのその他の識別情報。
 - 所得金額。
 - 支給期間または支給頻度、および支給日。
 - Federal/State Income Tax Form（連邦/州所得税フォーム）1040、1040NR、1040A、1040EZ、1040PC、1040Xおよび前年度の1040フォーム原本、1040およびSchedule EIt（別表EIt）には、該当する人の氏名、所得金額、税年度が明記されている必要があります。
- 賃金・税金明細（W-2/1099。1099MISC、1099G、1099R、1099SSA、1099DIV、1099SS、1099INT含む）。
 - 該当する人の姓名、所得金額、年度、雇用主（該当する場合）が明記されている必要があります。
- 雇用主のステートメントには以下の事項が明記されている必要があります：
 - 雇用されている人の氏名。
 - 雇用主の署名と日付。
- 外国所得、給与明細、またはその他の書類。
 - 本日のUSD換算レートを使用してください。

勤労所得 - 自営業（農所得含む）

- 自営業にかかる帳簿（Schedule C（別表C）可。直近の四半期または当年度損益計算書、あるいは自営業にかかる帳簿）。
 - 該当する人の姓名、会社名、所得金額が明記されている必要があります。
 - 自営業にかかる帳簿には、帳簿の対象となっている日および当期純利益が明記されている必要があります。
- 1040SEおよびSchedule（別表）C、FまたはSE（自営業にかかる所得）。
- 1065 Schedule（別表）K1およびSchedule（別表）E。
- 税務申告書。

- すべての正当な経費にかかる会計帳簿や記録類および領収書。
- 銀行取引明細書（個人用と業務用）および支払い済み（使用済み）小切手。
- 従業員がいる場合、署名入りのタイムシートおよび給与受領書。
- 直近の四半期または当年度損益計算書。

不労所得

- 年金受給証明書。
- 政府や民間系の年金受領証明書。
- 労働者災害補償関連書類。
- 受け取った生活費や扶養手当、裁判所による裁定書を含む補償金、和解金、裁定金。
- 贈与・寄付証明書。
- 現金または不動産の相続証明書。
- ストライキ手当等、労働組合からの手当証明書。
- 売上票、または該当する人の所有する物品の販売、交換、代替証明書。
- 利息・配当所得証明書。
- 融資金額が明示されている融資残高証明書。
- ロイヤルティ損益計算書または1099-MISC。
- （入金を確認できる銀行預金残高証明書などの）賞与/インセンティブ支払い証明書。
- 退職金証明書。
- 疾病手当が確認できる給与明細。
- 繰延報酬（deferred compensation payments）についての明細、入金確認書、またはその他の証明書。
- 代替/臨時手当（substitute/assistant pay）が確認できる給与明細。
- 休暇手当が確認できる給与明細。
- Proof of residuals（残分/再使用料証明書）。
- 交通費/業務立替金の償還についての明細、入金確認書、またはその他の証明書。
- Social Security Administration Statements（社会保障給付証明書（Social Security Benefits Letter））
 - 退職・遺族障害保険（Retirement, Survivors Disability Insurance : RSDI）、社会保障退職給付（Social Security Retirement）、社会保障障害保険（Social Security Disability Insurance : SSDI）。
 - 姓名、給付額、支給頻度が明記されている必要があります。
- 失業給付に関連する書類。

- 姓名、支給元/支給機関や局、給付額、期間（該当する場合、開始日と終了日）が明記されている必要があります。

上記のいずれもご用意できない場合、Exception to Eligibility Verification in Special Circumstances（特殊条件下における適格性検証の除外）フォームを以下からお使いいただけます：https://www.wahealthplanfinder.org/content/dam/wahbe-assets/materials/exception-to-verification-for-income/HBE_NC_022024_EN_Exception_To_Eligibility_Income_Form.pdf

Proof of lawful presence（合法的な存在の証明書）

米国永住権保持者（LPR/グリーンカード保持者）

- [永住者カード、または「Green Card」](#)（グリーンカード）（I-551）。
- [仮I-551スタンプ](#)（フォームI-94/I-94Aまたは外国人パスポート）。
- [機械読み取り対応の移民ビザおよび仮I-551文言](#)。
- [再入国許可証（I-327）](#)。
- [入国/出国記録（I-94）](#)（LPRとして入国スタンプが表示）。
- [外国人パスポートの入国/出国記録（I-94）](#)（LPRとして入国スタンプが表示）。
- 国土安全保障省（Department of Homeland Security : DHS）、移民不服審査委員会（Board of Immigration Appeals）または、登録、本国送還の停止、資格の剥奪や変更の取り消しを決定する入国審査官（Immigration Judge）による命令。
- LPR再発行カード申請書のフォームI-90が申請済みであることが確認できるUSCISによる受領証。

Asylee – 就労許可を受けた、または14歳未満の個人のみ

- 入国/出国記録（I-94）（亡命の許可、「Asylee」または「§208」が確認できるスタンプあり）。
- 外国人パスポートの入国/出国記録（I-94）（亡命の許可、「Asylee」または「§208」が確認できるスタンプあり）。
- USCIS、DHS、入国審査官、移民不服審査委員会または連邦裁判所発行の、亡命許可命令。
- [就労許可証明書（カード）（I-766）](#)（注釈付き「A5」）。
- [難民旅行証明書（Refugee Travel Document）（I-571）](#)。
- 永住者カード、「Green Card」（グリーンカード）（I-551）（注釈付き「AS1」、「AS2」、「AS3」、「AS4」、「AS5」、「AS6」、「AS7」、「AS8」、「GA6」、「GA7」、「GA8」）。
- 注：I-551注釈には、亡命者にとっての5年間という制約免除についてのみ重要なLPR変更前の資格が明記されます。

難民

- 入国/出国記録 (I-94/I-94A) (「Refugee (難民)」または「§207」のスタンプあり)。
- 就労許可証明書 (カード) (I-766) (注釈付き「A3」)。
- [難民旅行証明書 \(Refugee Travel Document\) \(I-571\)](#)。
- 永住者カード、「Green Card」 (グリーンカード) (I-551) (場合によっては、注釈付き「RE6」、「RE7」、「RE8」または「RE9」)。
 - 注：注釈には、難民にとっての5年間という制約免除についてののみ重要なLPR変更前の資格が明記されます。
- 就労許可申請書 (I-765)、または申請済みが確認できるUSCISによる受領証。

1980年以前に付与された条件付き入国者 (Conditional Entrant : CE)

注：これは、1980年難民法 (Refugee Act of 1980) 以前に使用されていた難民対象の移民資格です。大部分の人はLPRに置き換えられていますが、今なおCE資格を保有する人も一部います。

- 入国/出国記録 (I-94/I-94A) (「条件付き入国許可者 (conditional entrant)」、「移民 - 条件付き入国許可 (refugee-conditional entrant)」、「Seventh Preference」、「§203(a)(7)」または「P7」の資格が確認可能)。
- 就労許可証明書 (カード) (I-766) (注釈付き「A3」)。
- 永住者カードまたは「Green Card」 (グリーンカード) (I-551) (場合によっては、注釈付き「R86」)。
 - 注：注釈には、条件付き入国者にとっての5年間という制約免除についてののみ重要なLPR変更前の資格が明記されます。

移民法または拷問等禁止条約 (Convention Against Torture) に基づいて本国送還の停止が認められた、あるいは本国送還の停止が認められていない個人

この情報は、就労許可が付与された個人についてのみです。

- 本国送還の停止を確認できる文書 (例：USCIS、DHS、入国審査官、移民不服審査委員会または連邦裁判所発行の、本国送還/国外退去の停止命令)。
- 就労許可証明書 (カード) (I-766) (注釈付き「A10」)。
- 国土安全保障省 (Department of Homeland Security) 発行の行政命令停止解除。
- 入国/出国記録 (I-94/I-94A) (「Withholding of Deportation (本国送還の停止)」、「§243(h)」または「§241(b)(3)」のスタンプあり)。
- 難民旅行証明書 (Refugee Travel Document) (I-571)。

1年以上にわたって米国で一時渡航許可を受けている個人

- 入国/出国記録 (I-94/I-94A) (「一時渡航許可」、「PIP」または「212(d)(5)」が確認できるスタンプあり、あるいは臨時入国許可資格を示す他の文言あり)。
- 就労許可文書 (カード) (I-766) (注釈付き「A4」または「C11」)。
- 就労許可および一時渡航許可証 (Advance Parole Card) (I-512) (連邦規則集第8章 (Title 8 of the Code of Federal Regulations) に基づき一時渡航許可が付与されている理由の注釈付き)
- 1年以上にわたって一時渡航許可を付与する入国審査官による通知または裁判所命令。

キューバまたはハイチ人入国者

- 入国/出国記録 (I-94/I-94A) (「キューバ人/ハイチ人入国者を確認できるスタンプあり、または「212(d)(5)に基づく一時渡航許可」(とりわけ「CU6」、「CU7」、「CH6」を含む。1980年代以降は希少)を示すその他の文言等)。
- 就労許可文書 (カード) (I-766) (注釈付き「C8」または「C11」)。
- 仮I-551スタンプ (パスポート、またはI-94/I-94A)。
- 永住者カード、「Green Card」(グリーンカード) (I-551) (注釈付き「CU6」、「CU7」、「CU8」)。
 - 注: I-551注釈には、キューバ人/ハイチ人入国者にとっての5年間という制約免除についてのみ重要なLPR変更前の資格が明記されます。
- Application for Asylum (亡命申請書) の申請、保留中の状況、および却下が確認できる受領書または通知 (I-589)。

Qualified domestic violence survivor（認定ドメスティック・バイオレンス・サバイバー）

米国内で同一世帯に住む配偶者、親、親族から暴力、または極度の虐待を受け、女性に対する暴力防止法（Violence Against Women Act : VAWA）に基づき以下について承認されている、あるいは申し立てを行っている配偶者の親/子、もしくは子：

- (1) 米国市民の配偶者または子の資格。
- (2) 米国永住権保持者の配偶者または子の資格。
- (3) 本国送還処分の停止。
- (4) 国外退去処分の取り消し。
 - Notice of Action（申請手数料受領通知および請願許可通知）（I-797）（保留中の「I-360」への言及あり）。
 - 就労許可文書（カード）（I-766）（注釈付き「A10」、「C14」、「C9」、「C10」、「C14」または「C31」）。
 - I-485「Application to Register Permanent Residence or Adjust Status（永住権申請または資格変更申請）」の受領書、あるいはその他の証明書。
 - Application for Suspension of Deportation（本国送還の停止申請）（EOIR-40）またはApplication for Cancellation of Removal（国外退去の取り消し申請）（EOIR-42）を行ったことが確認できる、移民裁判所（immigration court）による受領書を含む、本国送還の停止あるいは国外退去の取り消しが保留中であることが明記された文書。
 - 配偶者や子の資格が明示された直系親族（IR）またはsecond family preference（P-2）下のI-130ビザ請願書についての受領書あるいはその他の証明書。

人身取引の被害者、およびその配偶者、子、兄弟姉妹、親

または、victim of trafficking visa（人身取引の被害者向けの移民ビザ）に申請済みの個人。

- Office of Refugee Resettlement（難民再定住局：ORR）による証明書。
- 18歳未満の場合の、ORR資格（適格性）証明書。
- 保健福祉省（U.S. Department of Health and Human Services）Trafficking Verification Line（人身取引被害者確認ホットライン）（(866)-401-5510）経由で認証資格が認証済みであること。
- 就労許可文書（カード）（I-766）（注釈付き「A16」、「C25」）。
- Notice of Action（I-797）（「CP」、「T-1」または「TあるいはU非移民資格」、「T-2」、「T-3」、「T-4」、「T-5」の「Approval Notice（許可通知）」）。
- 永住者カード、「Green Card」（グリーンカード）（I-551）（注釈付き「ST6」、「ST7」、「ST8」、「ST9」または「ST0」）。
- 就労許可およびAdvance Parole Card（渡航許可証）（I-512）（一時渡航許可承認、「T-2」、「T-3」、「T-4」、「T-5」のいずれかの資格が表示）。
- T-ビザ申請書（I-914）。

連邦政府に認められた先住民部族 (**federally recognized Indian Tribe**) またはカナダ生まれの米国先住民の一員

- 米国先住民の家系であることを証明する内務省 (Department of Interior) による証明書、またはその他の信頼できる文書。
- カナダのDepartment of Indian Affairs (インディアン・北方開発省) 発行の文書、Canadian Indian Reservationにかかる出生または洗礼記録、部族あるいは学校記録で、カナダで出生した米国先住民であって、1/2以上米国先住民のルーツを持つことを立証するもの。

就労ビザ (例 : **H1**、**H-2A**、**H-2B**)、学生ビザ、**U**-ビザ、**T**-ビザ等を含む、非移民資格 (**letter visa**) の個人

- [Certificate of Eligibility for Nonimmigrant Student Status \(非移民学生向けの入学許可証明書\) \(I-20\)](#) で、学生ビザ資格 (F-1sまたはF-2s) の申請を裏付けるもの。
- [Certificate of Eligibility for Exchange Visitor Status \(交流訪問者資格証明書\) \(DS2019\)](#) で、交流訪問者ビザ資格 (J-1sまたはJ-2s) の申請を裏付けるもの。
- 入国/出国記録 (I-94/I-94A) (U非移民資格保有者による米国入国が確認可能) 外国人パスポート (非移民資格ビザ保有者による米国入国が確認可能)
- Notice of Action (I-797) (「非移民資格の付与」、「非移民資格にかかる延長/変更申請の承認」)。
- 就労許可文書 (カード) (I-766) (非移民資格が確認可能)。
- フォームI-918申請証明書。
- フォームForm I-102またはI-918の受領書。

ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオ国民

- 入国/出国記録 (I-94/I-94A)。
- 外国人パスポート (注釈付き「CFA/RMI」、「CFA/FSM」または「CFA/PAL」)。
- 就労許可証明書 (カード) (I-766) (注釈付き「A8」)。

短期滞在許可者

- 就労許可文書 (カード) (I-766) (注釈付き「A2」、または「§210」あるいは「§245A」に基づく資格 (適格性) を確認できるその他の証拠文書)。
- INA §245A (I-698) に基づく短期滞在から永住権保持者への変更申請)。

一時保護資格（Temporary Protected Status : TPS）者

就労許可が付与されている個人のみ。

- 就労許可証明書（カード）（I-766）（注釈付き「A12」）。
- Notice of Action（I-797）（TPS資格の付与が確認可能）。

Deferred Enforced Departure（強制退去処分猶予：DED）資格保有者

- 就労許可証明書（カード）（I-766）（注釈付き「A11」）。

Deferred Action Status（強制退去処分猶予資格）保有者

- Notice of Action（I-797）（「強制退去処分猶予」資格の承認が確認可能）。
- 就労許可文書（カード）（I-766）（注釈付き「C14」または「C33」）。

Family Unity受給者

- Notice of Action（I-797）「Application for Family Unity（Family Unity申請書）（I-817）」承認が確認可能）。
- 就労許可証明書（カード）（I-766）（注釈付き「A13」）。

Order of Supervision（保護観察命令）を受けている個人 - 就労許可を付与されている個人のみ

- 「Order of Supervision（保護観察命令）」に基づく釈放が確認できる通知またはフォーム。
- 就労許可文書（カード）（I-766）。

米領サモア居住者

- 米領サモアの住人または居住者であることを示す文書。

登録申請者 - 就労許可を付与されている個人のみ

- フォームI-485「Application to Register Permanent Residence or Adjust Status（永住者資格登録、または資格変更申請）」の申請済みを示す受領書または通知。
- 就労許可文書（カード）（I-766）。

以下の資格の申請者：

- 一時保護資格（Temporary Protected Status : TPS）（ただし就労許可保有者のみ）。
 - 「Application for Temporary Protected Status（一時保護資格申請）」（I-821）の申請済みまたは審査中であることを示す受領書または通知。
 - 就労許可証明書（カード）（I-766）（注釈付き「C19」）。
- LPR資格への変更。
 - Notice of Action（I-797）（ASCアポイントメント通知および事件種別「I-485 Application（申請）...」、「Receipt for Application for Employment Authorization based on C9（C9に基づく就労許可申請書の受領書）」）。
 - 就労許可文書（カード）（I-766）（例：注釈付き「C9」または「C9P」）。
 - 就労許可および（渡航許可証）（I-512）（一時渡航許可承認、資格変更申請が確認可能）。
 - フォームI-485「Application to Register Permanent Residence or Adjust Status（永住者資格登録、または資格変更申請）」の申請済みを示す受領書または通知。
- IRCAまたはLIFE法に基づく資格（ただし就労許可保有者のみ）。
 - 就労許可文書（カード）（I-766）（注釈付き「Application for Temporary Residence under INA §245A（INA §245Aに基づく一時渡航許可申請書）」（I-687））。
 - 外国人パスポート（INS/DHS役人によるスタンプまたは文言あり、「§245A申請書」が申請済み審査中であることが確認可能）。
- Special Immigrant Juvenile Status（特別移民未成年者資格）。
 - Notice of Action（I-797）（「Special Immigrant Juvenile Approval Notice（特別移民未成年者資格承認通知）」、「Welcome Notice/Approval of I-485（歓迎通知/I-485の承認）」、または「Other Basis of Adjustment SL6（その他の変更SL6根拠）」）。
 - 永住者カード、「Green Card」（グリーンカード）（I-551）（コード化「SL6」）。
- Asylumまたは本国送還/国外退去の停止（就労許可を保有する、または14歳未満の拷問等禁止条約（Convention against Torture : CAT）に基づく申請者を含む）。
 - 就労許可証明書（カード）（I-766）（注釈付き「C8」）。
 - 「Application for Asylum（亡命申請書）」（I-589）の申請、保留中の状況、および却下が確認できる受領書または通知。
 - Victim of Trafficking visa（人身取引の被害者向けの移民ビザ）。

- 移民法または拷問等禁止条約（Convention against Torture : CAT）に基づく本国送還の停止あるいは国外退去の取り消し（ただし就労許可保有者）。
 - 国外退去処分の取り消しまたは本国送還の停止（就労許可保有者）。
 - フォームEOIR-40、EOIR-42、または「Application for Suspension of Deportation or Special Rule Cancellation of Removal（本国送還の停止、あるいは国外退去の特別規則取り消し）」（I-881）が申請済みであることを示す受領書もしくは通知。
 - 就労許可文書（カード）（I-766）。

市民資格証明書および米国市民

市民資格の一次（単独）証拠書類

- 米国パスポート/米国パスポートカード（満了日を迎えていても有効）。
- 2024年4月時点で有効な、ミシガン、ミネソタ、ニューヨーク、バーモント、ワシントン各州でのみ発行されている、強化IDまたは運転免許証（「Enhanced」[強化]の文言が必須）。
- Nexus（ネクサス）カード（無期限）。
- 米国市民権証明書。
 - INSフォームN-560。
 - INSフォームN-561。
- Certificate of Naturalization（帰化証明書）。
 - INSフォームN-550、N-570、N-578またはN-565。
- 連邦承認の米国先住民またはアラスカ先住民発行の証拠文書。文書では、氏名による個人の識別が可能で、一員であること、登録資格または部族との関連を確認できることが不可欠。文書には以下が含まれます（ただし、それらに限定されません）：
 - Tribal enrollment card（部族登録カード）。
 - Certificate of Degree of Indian Blood。
 - Tribal census document。
 - 部族リーダーが署名した部族のレターヘッド入りの文書。

市民資格の二次証拠書類

申請者は、上記の（単独）証拠書類のいずれも持っていない場合、2つの証拠書類（二次証拠書類）を提出する必要があります（以下の各列から1つずつ）。注：失効済みのID文書は身元識別の証拠書類として認められています。

<p>以下の書類のうちの1つ：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 米国の公的な出生証明書 • Consular Report of Birth Abroad（出生証明書）（FS-240、CRBA） • Certification of Report of Birth（出生届受理証明書）（DS-1350） • Certification of Birth Abroad（出生証明書）（FS-545） • 米国市民身分証明書（I-197または旧版I-179） • Northern Mariana Card（I-873） • 該当する人の氏名と米国内の出生地が明記された確定養子縁組令 • 1976年6月1日より前の勤務歴を示す、米国公務員職歴証 • 米国内の出生地が明記された兵役記録 • 米国内の出生地が明記された、診療所、病院、医師、助産婦、機関発行の米国医療記録 • 米国内の出生地が明記された米国の生命や健康等保険記録 • 米国内の出生地が明記された宗教記録 • 子どもの氏名と米国内の出生地が明記された学校記録 • 米国市民資格または米国内の出生地が明記された、連邦あるいは州の国勢調査や人口調査記録 • 米国市民資格を自動的に取得した国外出生の養子にかかる文書（IR3またはIH3） 	<p>さらに、以下の書類のうちの1つ：</p> <p>書類や文書には、顔写真、またはその他に氏名、年齢、人種区分、身長、体重、目の色、住所等の情報が盛り込まれていることが条件です</p> <ul style="list-style-type: none"> • 州や準州発行の運転免許証、または連邦、州、地方政府発行のIDカード • School identification card（在校証明書） • 米軍IDカード、または徴兵記録、あるいは軍関係者の身分証明書 • 米国沿岸警備隊Merchant Mariner card • 有権者登録カード • （19歳未満の子どもの場合）プレスクールやデイケア記録を含む、診療所、医師、病院、学校の記録 • 該当する人のID（例：雇用者ID、高校やカレッジの卒業証書、婚姻証明書、離婚判決、財産や不動産の証書または所有権を示す証書）を証明する整合した情報が盛り込まれた2つの文書
--	---

<ul style="list-style-type: none"> • Individual Fee Register（個人手数料登録）受領証（INSフォームG-711） • Systematic Alien Verification for Entitlements（SAVE）、または該当する人が米国市民であることを認証する目的で国土安全保障省（Department of Homeland Security）が制定する他のプロセスとのデータ適合 	
--	--

他の健康保険補償に加入していないことの証明書

Medicareの有資格者でないことの証明書

注：（加入の有無を問わず）Medicare（メディケア）の有資格者である場合、税額控除の対象外となります。

- すでにMedicare受給資格のないことを証明する、Medicare受給資格にかかるレターまたはステートメント。レターには、Medicareの資格が喪失するまでの日が明記されている必要があります。
- Medicare登録カード（登録カード保有者は、税額控除の対象外となります）。
- Declaration of Ineligibility for Other Health Insurance Coverage（その他の健康保険補償の資格対象外であることの宣誓）フォーム、HBE 13-010。このフォームは、以下からダウンロードできます：
https://www.wahealthplanfinder.org/content/dam/wahbe-assets/materials/declaration-of-ineligibility-for-other-coverage/HBE_NC_161219_Declaration_Of_Ineligibility_Form.pdf

Affordable Care Act（オバマケア）には、加入の有無によらずMedicare受給資格がある場合、税額控除の対象外となることが規定されています。Medicare資格を保持しつつ税額控除を受けている場合、IRS税務申告を行った時点の年度末に受けた税額控除を返還していただくこととなります。

他の健康保険補償に加入していないことの証明

- 他の補償を受けていないことを明示した署名入りの自己認証レター。
- Declaration of Ineligibility for Other Health Insurance Coverage（その他の健康保険補償の資格対象外であることの宣誓）フォーム、HBE 13-010。このフォームは、以下からダウンロードできます：
https://www.wahealthplanfinder.org/content/dam/wahbe-assets/materials/declaration-of-ineligibility-for-other-coverage/HBE_NC_161219_Declaration_Of_Ineligibility_Form.pdf

- 登録開始日または終了日が確認できる保険証券またはカードの写し。
- 健康保険補償と満了日を確認できる健康保険受給資格ステートメント。
- 保険会社発行の解約レター。
- 以前に加入していた健康保険補償の失効や解除および満了日が確認できる、**Veterans Administration**（退役軍人管理局）によるレター。
- 以前に加入していた健康保険補償の失効や解除および満了日が確認できる、平和部隊（**Peace Corps**）によるレター。
- 以前に加入していた健康保険補償の失効や解除および満了日が確認できる、**Washington Apple Health**（ワシントン州Medicaid）、**Medicaid**または低所得者の子ども向け公的医療保険制度（**Children’s Health Insurance Program : CHIP**）によるレターまたはステートメント。

収監されていないことの証明

- 該当機関または**Department of Corrections**（矯正局）による公式**release papers**（釈放関係書類）。
- 仮釈放関係書類。
- **Incarceration Attestation Form**（収監認証フォーム）は、以下からダウンロードできます：https://www.wahealthplanfinder.org/content/dam/wahbe-assets/materials/proof-of-non-incarceration/HBE_NC_161219_Declaration_Of_Non_Incarceration_Form.pdf
- 失効していない州ID、運転免許証、労働ID、米国パスポート、永住者カード（**I-551**）、または就労許可カード（**I-766**）。
- 給料明細書
- 連邦、州または地方**benefit letter**（給付レター）。
- 診療所、医師、または病院の提供サービス記録。
- 支給された給付金にかかる医療請求説明。
- 在校登録を確認できる学校記録/スケジュール（カレッジの生徒向け）。
- 取引履歴を確認できる銀行カードまたはクレジットカードの明細書（該当する人の氏名のみが表示された（共同口座でない）もの）。
- 軍歴。
- 携帯電話料金請求書（該当する人の氏名のみが表示されているもの）。
- 賃貸契約書（該当する人が現在居住している場所についての有効な賃貸契約書）。
- 一貫性のない投獄や監禁の虚偽申告が疑われる該当する人による署名入りの公証文書で、現在コミュニティに暮らしていることが明記され、該当する人の氏名、生年月日、住所が記載されているもの。

- 賃貸料や家賃の受領書（一貫性のない投獄や監禁の虚偽申告を行った人の氏名のみ表示されているもの）。
- コミュニティ内の誰かからの陳述書で、その人の氏名、生年月日、住所、電話番号、一貫性のない投獄や監禁の虚偽申告が疑われる人との関係、さらに該当する人が現在コミュニティに参加していることが明記されたもの。

社会保障番号（SSN）の証拠

- 社会保障カード
- 税申告書。
- 該当する人のSSNが確認できる、社会保障局（Social Security）による給付または所得明細書。
- SSN申請済みで現在審査中であること。
- 該当する人がSSNの資格対象外で、非就労SSNについての適格であることを明言した、社会保障局（Social Security）によるレター。
- 該当する人が立証済みの宗教上の理由からSSN受領を拒否している旨が明記されたレター。
- 氏名とSSN（省略不可）が確認できるTribal Enrollment（部族登録）カード。

部族の一員であることの証明

- Tribal enrollment/membership（部族登録/資格）カード（有効期間あり）。
- 該当する人の資格を認証する、関係する部族による文書の正本。
- I-872 American Indian Card（米国先住民カード）。
- 米国先住民/アラスカ先住民部族登録または加入者文書。

連邦政府が認めている部族またはインディアン事務局（Bureau of Indian Affairs）による、登録または加入資格文書。部族の印/公式署名が確認できる、部族のレターヘッド入りのもの、または登録/加入資格カードであることが条件です。

- 一員の資格が確認できる、アラスカ先住民村落/部族、またはAlaska Native Corporation Settlement Act（アラスカ先住民権益措置法：ANCSA）地域あるいは村落集合体発行の文書。
- Board of Indian AffairsまたはTribe発行のCertificate of Degree of Indian Blood（CDIB）（部族登録情報が確認できるもの）。
- 部族資格またはアラスカ先住民資格に基づき部族免除を付与する、保健福祉省（U.S. Department of Health and Human Services : HHS）によるレター。
- 1人単位の送金票または明細書。